

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 曾我 道治 様 あて名 〒100-0005 日本国東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビルディング 8階 曾我特許事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 31.10.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 655196W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/027666	国際出願日 (日.月.年) 31.07.2017	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B66B7/00(2006.01)i, B66B7/02(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 三菱電機株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 03.10.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 須山 直紀 電話番号 03-3581-1101 内線 3351	
		3F	4649

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-11	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-11	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-11	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1: JP 2001-302137 A (松下電工株式会社) 2001. 10. 31, 段落【0013】 , 【0029】 - 【0033】 , 第8-13 図 (ファミリーなし)

文献2: JP 2016-222370 A (フジテック株式会社) 2016. 12. 28, 段落【0032】 - 【0034】 , 第2 図 (ファミリーなし)

文献3: JP 2013-32204 A (三菱電機株式会社) 2013. 02. 14, 段落【0014】 (ファミリーなし)

文献4: JP 9-175752 A (ナショナル住宅産業株式会社) 1997. 07. 08, 第2 図 (ファミリーなし)

文献5: JP 8-311997 A (ミサワホーム株式会社) 1996. 11. 26, 第3 図 (ファミリーなし)

文献6: JP 8-324919 A (松下電工株式会社) 1996. 12. 10, 第1, 5 図 (ファミリーなし)

補充欄へ続く

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 1, 11 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-3 により、進歩性を有しない。

文献 1 (段落【0013】、【0029】 - 【0033】、第 8-13 図) には、複数の柱 16 (立柱) と複数の梁 17 (枠体梁) とを有しており、昇降路 2 (昇降路) の内側に立てられている架構体ユニット (内側枠体)、架構体ユニットの内側に固定されている複数のガイドレール 35 (かごガイドレール)、ガイドレール 35 に架構体ユニットを連結支持するための連結部材 (かごレールブラケット)、ガイドレール 35 に沿って昇降路 2 内を昇降するかご装置 39 (かご) 及びつり合い重り 41 (釣合おもり) を備えているエレベータが記載されている。

文献 2 (段落【0032】 - 【0034】、第 2 図) には、昇降路 20 (昇降路) 内において、第 1 の高架梁 40 と第 2 の高架梁 50 (枠体梁) にかご用ガイドレール 26, 28 (かごガイドレール) と釣合おもり用ガイドレール 34, 36 (釣合おもりガイドレール) が設けられる点が記載されている。

文献 2 記載の事項を踏まえることで、内側枠体を構成する枠体梁に釣合おもりガイドレールを設けることは当業者が容易になし得る事項である。

文献 3 (段落【0014】) には、昇降路 1 (昇降路) 内において、立柱 11 とレール支持梁 25 によって構成されるレール固定装置 21 (かごレールブラケット) とレール固定装置 121 (釣合おもりレールブラケット) によって、ガイドレール 7 (かごガイドレール) と釣り合いおもりガイドレール 9 (釣合おもりガイドレール) が固定され、釣り合いおもり 5 (釣合おもり) は釣り合いおもりガイドレール 9 に沿って昇降路 1 内を昇降する点が記載されている。

文献 3 記載の事項を踏まえることで、釣合おもりガイドレールを取り付けるための釣合おもりレールブラケットを備える事は当業者が容易になし得る事項である。

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-3 により、進歩性を有しない。

文献 1 では、架構体ユニットは昇降路 2 内で自立しているものと認められる。

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-4 により、進歩性を有しない。

文献 4 (第 2 図) には、柱 45 (建築柱) の隣にエレベータ構造体としての鉄塔柱 8 (隣接柱) を含むものが記載されている。

文献 4 記載の事項を踏まえることで、建築柱の隣に隣接柱を備える事は当業者が容易になし得る事項である。

請求項 4, 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-4 により、進歩性を有しない。

文献 4 では、柱 45 と鉄塔柱 8 は、接続金具 11 (柱間伝達機構) によって水平荷重が伝達され、接続プレート 48 (当て板) を備えるものと認められる。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-5 により、進歩性を有しない。

文献 5 (第 3 図) には、エレベータシャフトユニットを構成する柱 18 (コーナー柱) の間に、間柱 30 (中間柱) を備える点が記載されている。

文献 5 記載の事項を踏まえることで、コーナー柱の間に中間柱を設けることは当業者が容易になし得る事項である。

請求項 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-6 により、進歩性を有しない。

文献 6 (第 1, 5 図) には、梁 2 (建築梁) と同じ高さで対応する補強枠 3 (隣接梁) を含んでいる点が記載されている。

文献 6 記載の事項を踏まえることで、建築梁と同じ高さで対応する隣接梁を設けることは当業者が容易になし得る事項である。

請求項 8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-6 により、進歩性を有しない。

文献 6 では、ねじ具 13 による梁間伝達機構によって連結する点が記載されている。

文献 6 記載の事項を踏まえることで、建築梁と隣接梁を梁間伝達機構によって連結することは当業者が容易になし得る事項である。

請求項 9 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-6 により、進歩性を有しない。

文献 6 記載の事項を踏まえた際に、調節ボルト、ストッパを梁間伝達機構とすることは当業者が適宜なし得る事項である。

請求項 10 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-6 により、進歩性を有しない。

文献 1 では、架構体ユニットは昇降路 2 内で自立している。よって、架構体ユニットの枠体梁が建築梁と異なる高さである中間梁を含むことは格別に困難な事項ではない。